第236回郵政民営化委員会後 委員長記者会見録

日時:令和3年10月13日(水)19:15~19:39

方法:Web会議

〇司会 それでは、ただいまから郵政民営化委員会、山内委員長によります記者会見を行います。

本日もウェブ方式の会見としております。

毎度のお願いで恐縮ですが、御発言をされないときにはマイクをミュートにしていただきますよう、御協力をお願いいたします。

会見ですが、冒頭、山内委員長に御発言いただき、その後、質疑応答を行います。 それでは、山内委員長、よろしくお願いいたします。

〇山内委員長 郵政民営化委員会委員長の山内でございます。どうぞよろしくお願いいた します。

本日の郵政民営化委員会の概要について御説明を申し上げます。

資料につきましては、お配りしているとおりでございます。

まず、本日の議題内容ですけれども、本日はまず「株式会社かんぽ生命保険の新規業務に関する届出制の運用に係る郵政民営化委員会の方針(案)について」を審議いたしました。

本件については、8月25日から9月14日まで意見募集を行ったわけでありますが、この意見募集の結果について事務局から御報告がありました。意見については、団体から8件、個人から6件ありました。意見の詳細は資料のとおりでございます。

事務局からの報告の後、9月6日に実施した関係者ヒアリングあるいはこの意見募集の結果を踏まえまして議論を行いまして、その方針を取りまとめたということでございます。 これが1つ目です。

2つ目は、かんぽ生命保険、日本郵便から、「新しいかんぽ営業体制の構築」について、 日本郵政から「かんぽの宿の譲渡について」について、それぞれヒアリングを行ったとい うものであります。

さらに、金融庁長官及び総務大臣から意見の求めがありました「郵政民営化法第120条第 1項第7号等の規定に基づく内閣府令・総務省令案について」の審議を行いました。本改 正案については、本年5月に行われた銀行法等の改正に伴う郵政民営化法の改正を受けま して、必要な届出規定等の整備を行うものでありまして、特段問題がないことから、委員 会に示された内容のとおり、内閣府令・総務省令を改正することは適当である旨の意見を 取りまとめ、金融庁長官及び総務大臣に提出することといたしました。

議事の内容については、配付資料を御確認いただければと思います。

議論の内容ですけれども、まず議題1、「かんぽ生命保険の新規業務に関する届出制の

運用に係る郵政民営化委員会の方針(案)」は、委員から特段の反対はございませんでしたが、取りまとめたということでございます。

委員から出た意見ですけれども、取りまとめますと、意見陳述やパブコメも踏まえた適切な方針案になっており、賛成する。通知を受け、必要があれば委員会として調査審議することができる。また、大事なことは、認可から届出になった趣旨を踏まえた対応を行うこと。この方針を正式に決定したいという御意見があったというものでございます。

本日取りまとめました、かんぽ生命保険の新規業務に関する届出制の運用に係る郵政民営化委員会の方針につきましては、私、委員長の立場として一言申し上げたいと思います。

方針の届出制の意味であるのですけれども、かんぽ生命が新規業務を行うに当たりまして、内閣総理大臣及び総務大臣に届け出た場合には、形式上の要件に適合しているならば、 到達したときに届出としての効力は発生しているということ。

そして、届出制における当委員会の役割でございますが、かんぽ生命の配慮義務のうち、 適正な競争関係が確保されているかどうかについては、郵政民営化委員会において検証す ること。それから、当委員会の意見は内閣総理大臣及び総務大臣の行う監督上の措置を命 ずるプロセスに関わることになります。これは郵政民営化法上定められていることではあ りますけれども、一般的な届出とは取扱いが異なっているというものでございます。郵政 民営化委員会としましては、今後この方針に従って運用するとともに、このような法的位 置づけにあるということをここでまた申し上げたいと思います。

以上が議題1でございます。

議題2は、「新しいかんぽ営業体制の構築」についてでありまして、これについては若 干の意見がございました。複数の委員から御指摘されたことですけれども、取りまとめま すと、新たな営業体制の下で、コンサルタント社員が顧客に寄り添いしっかりとフォロー アップを行うことによって、信頼の再構築に努めることが重要である。そのためにも、し っかりとしたマネジメントができるよう、指揮命令関係、評価その他の施策を適切に講じ ていく必要があるという御指摘があったところであります。

また、ある委員から、営業体制の変更に加えて、DX、ITを活用して、主に青年層をターゲットとして商品間の比較あるいは保険料のシミュレーション等ができるよう、ホームページの機能を強化すべきではないかという意見がありました。

以上が議題2でございます。

次に、議題3は「かんぽの宿の譲渡について」でございます。これについての御意見ですけれども、複数の委員から、今回の売却で一区切りついたということ。それから、新たな経営者の下で今後うまく事業が行われ、雇用も維持されていくことが重要であるといった指摘がございました。

議題4は、「郵政民営化法第120条第1項第7号等の規定に基づく内閣府令・総務省令案について」でございました。これについても委員からは特段の御反対はなく、了承されたところであります。附帯的な意見として、地方の中小企業の再生も進み、銀行法改正の趣

旨に賛成する。クラウドが容易に活用できるため、クラウドを活用して、地域の企業が効率的に業務を進める支援を例えば地方の銀行で行っている例がある。このような銀行の取組が広がってほしいという意見がございました。

以上が今日の議論でございます。次回の開催については未定でございます。 私からの説明は以上でございます。

○司会 それでは、質問をお受けいたします。御質問がある方はマイクミュートを解除し、 御発声で御質問がある旨、所属社名とお名前をお示しください。それを受け、私のほうで 指名をさせていただきますので、その後、御質問ください。いかがでしょうか。

それでは、質問がないようですので、本日の会見はこれで終了したいと思います。 山内委員長、また、本日御出席の皆様、どうもありがとうございました。

○山内委員長 どうもありがとうございました。